

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 エアコレクト

訪問介護ステーションえがお

1、基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当事業所は利用者の尊厳に基づき安全・安心が確保されるような仕組みをつくり身体拘束をしない支援の実施に努めます。

①サービス提供にあたっては当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止します。

②利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

(ア) 切迫性⇒利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(イ) 非代替性⇒身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(ウ) 一時性⇒身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2、身体拘束等の適正化における基本方針

①身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

②やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。また身体拘束を行った場合はその状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束等を解除すべく努力します。

③サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

(ア) 利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努めます。

(イ) 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。

(ウ) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

(エ) 利用者の安全を確保する点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨

げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討します。

(オ)「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な活動をしていただけるよう努めます。

④利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束等の適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3、身体拘束等の適正化における体制

当事業所では、身体拘束等の適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

①設置目的

- (ア) 事業所等での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

②身体拘束適正化検討委員会の構成員

- (ア) 本社部長
- (イ) 管理者
- (ウ) サービス提供責任者
- (エ) 社長より特別指名があった者

③身体拘束適正化検討委員会の開催

年2回、6月と12月（必要時はその都度開催）

4、やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

①3要件の確認（切迫性・非代替性・一時性）

②要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束適正化検討委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、拘束等の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除に向けて取り組みます。

③記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目に具体的に本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束等が必要となる理由（個別の状況）
 - ・拘束等の方法、場所、行為（部位・内容）
 - ・拘束等の時間帯及び時間
 - ・特記すべき心身の状況
 - ・拘束等の開始及び解除の予定（解除予定を記載します）
- *様式1「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」

5、身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年1回ヘルパー会議で実施）
- ②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6、利用者等に対する指針の閲覧

この指針は利用者・家族等、すべての職員が閲覧できるよう事業所内に掲示します。

附則

この指針は令和4年12月1日より施行する。

様式1 緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記の①～③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

事業所 訪問介護ステーションえがお

管理者

印

サービス提供責任者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

氏名

印

(続柄：)